## 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正ついて、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

## 住民課長(多田羅 勝弘)

おはようございます。

議案第5号及び議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年8月診療分より医療費の助成方法を、今までの「償還給付」から原則「現物給付」に変更することを受けての改正であります。

また、条文中の法律名を改める必要があるため、今回併せて改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。

3ページをお願いします。

第2条において条文中の法律名を「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正しようとするものです。

また、第6条の改正に伴い、同条中の定義に「医療機関等」を追加するものです。 4ページをお願いします。

第6条において、見出しを「助成の申請」から「助成の方法」に変更し、条文の一部改正を行うことにより、従来の「償還給付」から原則「現物給付」として、医療費の助成を行う内容に変更を行っております。

附則として、施行期日について「この条例は、平成28年8月1日から施行する。」と規定 し、経過措置として「改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係 る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、な お従前の例による。」と規定しています。

引き続きまして、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の 一部改正についての提案説明を申し上げます。

先ほどの「ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」と同様に平成 28年8月診療分より医療費の助成方法を、今までの「償還給付」から原則「現物給付」 に変更することを受けての改正であります。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。

3ページをお願いします。

第2条において、第6条の改正に伴い、定義に「医療機関等」を追加するものです。

次に第6条において、見出しを「助成の申請」から「助成の方法」に変更し、条文の一部改正を行うことにより従来の「償還給付」から原則「現物給付」として、医療費の助成を行う内容に変更を行っております。

附則として、施行期日について「この条例は、平成28年8月1日から施行する。」と規定 し、経過措置として「改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係 る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、な お従前の例による」と規定しています。

以上、簡単ではございますが、議案第5号及び議案第6号の提案説明を申し上げました。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。